

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第三回 外商投資会社の設立等手続の変更:認可主義→届出主義

#### II 中国相談室

顧問 李 加弟

#### III 中国法令アップデート

- 国外投資項目認可及び届出管理弁法
- 医療機器監督管理条例
- 「株券初回公開発行時の会社株主の公開株式売出暫定規定」の改正に関する決定
- 株券初回公開発行創業板上場管理弁法(意見募集稿)
- 創業板上場会社証券発行管理暫定弁法(意見募集稿)
- 優先株式試験管理弁法
- 証券発行及び販売引受管理弁法(改正)
- 税関加工貿易貨物監督管理弁法
- 税関輸入貨物直接返送管理弁法(改正)

#### IV 中国万感

～沸騰中国現代アート事情～

弁護士 若林 耕

## 特別連載

# I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

## 第三回 外商投資会社の設立等手続の変更:認可主義→届出主義

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス

今回から外商投資企業に関する自貿区の優位性について説明する。外商投資企業は、中国資本企業とは異なる大きな特徴として、設立、増資等の重要事項の変更および清算に先立って、当局に対する届出ではなく、当局の審査による認可を取得する必要があることが挙げられる。この点、自貿区では、画期的な試みとして、当局の認可を不要とし主として政府機関に対する届出で足りるものとしている。本号では、このような届出手続の適用対象、手続の流れ、所要資料・期間等を紹介し、従来の法規制及び運用や、区外での制度との比較を行う。なお、法人の設立は、当局の裁量による制度を「認可主義」といい、法律に則った形式を備えていれば当局が法人格を付与する制度を「準則主義」というが、区外は認可主義、区内は準則主義が採用されたといえるであろう。

### I 準則主義の適用対象業種

上海市政府は、中国大陸以外の国・地域から自貿区内に対する投資について禁止ないし制限される分野(業種)をネガティブリストという形で公開している。すなわち、外商投資企業は、原則として、ネガティブリストに記載された分野に該当しなければその設立等の手続について届出主義が適用されるが、自貿区内でもネガティブリストに該当する業種は従来とおり認可主義が適用される。現行のネガティブリストは 2013 年 9 月 29 日付けで公布されたものであり、改訂が現在行われている。

### II 原則的な会社設立手続の流れ

会社設立の手続の基本的な流れは次のとおりである。

	関連部門	認可主義が適用されるケース(区外又は区内だがネガティブリストに該当する場合)	届出主義が適用されるケース(区内でネガティブリストに非該当の場合)
①	工商部門	企業名称仮登録の申請	同左
②	發展改革部門	プロジェクト確認審査の申請 <sup>1</sup>	プロジェクト届出 ⇒プロジェクト届出意見の取得
③	商務部門	審査認可の申請 ⇒外商投資批准証書の取得	会社設立の届出 ⇒届出証明の取得
④	工商部門	設立登記の申請 ⇒営業許可証の取得	同左
⑤	税務・外貨部門等	各種の登記の申請	同左

自貿区では、区外の場合や自貿区でネガティブリストに該当する場合と比して、①、④及び⑤の手続きは異ならないが、②と③についてそれぞれプロジェクトの届出と会社設立の届出という簡単な手続きで済む。

<sup>1</sup>実務的には、当事者から發展改革委員会に対して書類を提出して申請を行うという形ではなく、③の商務委員会から發展改革委員会に回付し、戻される結果に合わせて審査認可の決定を行うことになることが殆どである。

手続の効果については、両者の実質的な相違はない。プロジェクトの届出について、②プロジェクト届出意見を取得してはじめて計画、土地使用、環境評価、建設等の許認可手続を進めることができ、また、財政補助や税収優遇の申請ができる。③の会社設立の届出については、届出証明を得なければ設立登記を行うことは認められない。

なお、自貿区では、②ないし④および⑤の一部(税務登記や企業コード登記)について申請・受理や処理結果が同じタイミングで行う、いわゆる「一括受理、一括証書発行」が実施されている。これは手続の簡便化・迅速化を図るためである。

### Ⅲ 会社設立のために必要な書類

自貿区では、区外の場合と比して、手続の必要書類が若干簡略化されている。たとえば、②のプロジェクト届出では、確認審査手続において必要とされる計画部門の都市計画意見書、環境部門の環境影響評価審査意見、不動産管理部門の土地使用予備審査意見等の提出が不要である。一方で、③の会社設立の届出は、提出書類が簡素化される方向にはあるものの、自貿区の管理委員会が公布している手続ガイドラインによれば少なくとも現段階において区外の場合とは実質的な相違はない。

### Ⅳ 審査基準

区外の場合や自貿区でネガティブリストに該当する場合には、行政部門(主に許認可機関としての商務部門)により文書が精査される過程において、提出書類の内容の修正を担当官の裁量で指導されることが少なくない。区内でネガティブリストに該当しない場合、法律法規の規定や国の産業政策等に反しない限り届出は受理されるものとされているものの、やはり届出の受理までの審査の過程で文書の精査を受け、提出書類の内容の修正を求められることはある。

### Ⅴ 会社設立までの所要時間

区外では、特殊な許認可を要しない業種であったとしても、会社設立に必要な期間は比較的長く、法定の期間についても例えばプロジェクトの確認審査は 20 営業日、設立の許認可は 3 か月以内とされている。これに対して、自貿区でネガティブリストに該当しない場合、プロジェクトの届出手続は 10 営業日、設立の届出は 1 営業日以内とされており、手続きの迅速化が図られている。実際上もスピードアップが見込まれるが、現状としては自貿区で多数の会社設立案件が持ち込まれており、行政部門の事務の停滞が生じており、やや設立手続きに時間を要している。

(以上)

## Ⅱ 中国相談室



顧問 李 加弟

Q: 中国において人民元で外商投資企業を新設することを考えています。これまでは、外貨による直接投資が原則だったと理解していますが、最近では人民元での直接投資(クロスボーダー人民元直接投資)についても認められるようになったと聞きました。最近のクロスボーダー人民元直接投資に関する規制や手続を教えてください。

筆者は、日本企業による中国での直接投資(外商投資企業の新規設立)の業務を多く取り扱っています。最近、日本企業が中国で外商投資企業を新設または買収する場合、外貨ではなく人民元で直接出資してもよいかという質問を受けることが多くなりました。クロスボーダー人民元直接投資に関する主な規定は、2011年頃から公布されたばかりなので、まだまだ手探りの中での運用がなされている状況と言えます。この度、監督部門の1つである商務部から「クロスボーダー人民元直接投資関連問題の公告」(以下、「87号公告」といいます。)が公布され、2014年1月1日から施行されており、商務部門での手続が従前に比べて簡素化された点が注目されます。

### 1. クロスボーダー人民元直接投資に関する主な規定及び監督部門

以下は、クロスボーダー人民元直接投資に関してこれまで公布されている規定です。

法令名	公布機関	公布日	法令号
外商投資管理業務関連問題の通知	商務部	2011年3月3日	商資函【2011】72号
クロスボーダー人民元資本項目業務操作の規範に関する問題の通知	外貨管理局	2011年4月7日	匯総発【2011】38号
クロスボーダー人民元業務の明確に関する問題の通知	中国人民銀行	2011年6月3日	銀発【2011】145号
クロスボーダー人民元直接投資に関する通知	商務部	2011年10月12日	商資函【2011】889号
外商直接投資人民元決算業務管理弁法	中国人民銀行	2011年10月13日	中国人民銀行公告【2011】23号
直接投資外貨管理の簡素化に関する問題の通知	外貨管理局	2011年11月23日	匯資函【2011】20号
外商投資ベンチャーキャピタル企業届出管理に関する通知	商務部	2012年5月17日	商資函【2012】269号
外商直接投資人民元決算業務操作細則に関する通知	中国人民銀行	2012年6月14日	銀発【2012】165号
クロスボーダー人民元直接投資関連問題の公告	商務部	2013年12月3日	公告 2013年第87号

### 2. クロスボーダー人民元直接投資とは

クロスボーダー人民元直接投資とは、国外投資者(香港・マカオ・台湾を含む)が合法的に獲得した国外の人民元を用いた中国における企業新設、増資、資本参加又は国内企業の買収等の外商直接投資活動を指します。

クロスボーダー人民元投資の主な監督機関は、商務部門、外貨管理局及び人民銀行です。

### 3. クロスボーダー人民元直接投資の審査等の手続

#### (1) 商務部門での審査

##### I 資金の出所に関する審査の簡素化

2011 年当初の商務部の「クロスボーダー人民元直接投資に関する通知」(以下「889 号令」という。)の規定によれば、外国投資者が国外で合法的に獲得した人民元で中国において直接投資する資金の出所は、以下に限定されていました。

- ① 国外の投資者がクロスボーダー貿易人民元決済により取得した人民元、及び中国国内で合法的に取得し国外に送金した人民元配当及び株式譲渡、減資、清算、投資先行回収により取得した人民元
- ② 国外の投資者が国外で合法的なルートにより取得した人民元で、国外発行の人民元債券又は株式等の方式により取得した人民元を含むが、これらに限らない。

そのため、従前は商務部門に提出する審査資料として、人民元資金の出所を示す説明書又は証明文書を提出することが要求されており、投資者にとっては一つのハードルとなっていました。

しかし、87 号公告が 2014 年 1 月 1 日から施行されましたが、87 号公告においてこれらの人民元資金の出所証明資料の提出に関する規定は削除されました。しかし、実務の取扱いについては、現時点において各地で異なっているようです。筆者がそれぞれ北京市商務委員会及び上海商務委員会に非公式に問い合わせたところ、前者は 87 号公告の通り人民元資金の出所証明資料の提出は不要との回答がありましたが、後者は従前と変わらず提出は必要との回答がありました。

##### II 出資通貨の変更に関する書類が提出不要に

従前の 889 号令によれば、国外投資者が元の出資通貨の種類を外貨から人民元に変更する申請を行う場合、当該外商投資企業の董事会等の企業最高権力機構の決議及び修正された契約や定款も提出する必要がありましたが、87 号公告の施行によりこれらの書類の提出も不要とされました。

##### III 資金の用途についての制限は変更なし

外商投資企業は、クロスボーダー人民元直接投資による資金を中国国内で直接的又は間接的に有価証券、金融派生商品(上場企業への戦略投資を除く)に使用すること、及び委託貸付に使用することはできません。なお、従前は 889 号令に基づき、商務部門に提出する審査資料として「資金使途に関する説明書」の提出が要求されていましたが、87 号公告の施行により同資料の提出も不要となりました。

#### (2) 外貨管理局での登記

国外投資者がクロスボーダー人民元出資義務を履行し、又は国内居住者に持分譲渡の対価を支払う場合、対象企業は商務部門が発行する人民元による出資又は人民元による持分譲渡対価の支払が明記されている許可書類等の資料を持参し、所在地の外貨管理局において外商投資企業登記又は変更登記を行う必要があります(クロスボーダー人民元資本項目業務操作の規範に関する問題の通知二(一))。

#### (3) 中国人民銀行での登記

国外投資者のクロスボーダー人民元により新設又は買収された外商投資企業は、営業許可書を受領してから 10 営業日以内に所在地の中国人民銀行支店に企業情報登記を申請する必要があります(外商直接投資人民元決算業務管理弁法第 7 条)。

### Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

#### 最新中国法令の解説

##### < 対外投資 >

##### 国外投資項目認可及び届出管理弁法

[ポイント] 本弁法は、中国国内法人(内資企業、外商投資企業も含む。)が対外投資(国外での会社の新設、買収、増資引受等)を行う際の中国における投資管理(認可及び届出制)を規定するもので、2004年10月に公布された「国外投資項目認可暫定管理弁法」(以下「暫定弁法」という。)を修正するものである。暫定弁法に比べて、認可まで必要とされる投資範囲が縮小され、原則として中国投資者の投資額が10億米ドルを超えないプロジェクトについては一律に届出で足りるものと緩和された点が注目される。

(2014年4月8日公布、2014年5月8日施行)(国家發展及び改革委員会、第9号)

[原文] [境外投资项目核准和备案管理办法](#)

##### < 医療機器 >

##### 医療機器監督管理条例

[ポイント] 本条例は、医療機器製品の登録及び届出、製造、経営及び使用、不良品のリコール、監督検査等について規定するもので、2000年1月4日に公布された現条例を修正するものである。本条例においては、医療機器の備えるリスクレベルに応じた分類管理(例えばリスクの低い第一類医療機器は届出管理、リスクの比較的高い第二類、第三類医療機器については登録管理)を行うことが規定されている。医療機器の経営に関する行政許可手続を全般的に簡素化する一方で、違法行為に関する処罰規定を増やすとともに重くする内容となっている。

(2014年3月7日公布、同年6月1日施行)(国务院、国令第650号令)

[原文] [医疗器械监督管理条例](#)

##### < 株式上場 >

##### 「株券初回公開発行時の会社株主の公開株式売出暫定規定」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、株券の初回発行時において、調達資金が実際に必要な資金を大きく上回る現象(超募)が生じ問題となっていたことから、その対策として株主が初回公開前から保有していた株式の売出しについて量等の面から制限を加える内容が追加された。

(2014年3月21日公布、同日施行)(中国证券监督管理委员会)

[原文] [关于修改《首次公开发行股票时公司股东公开发售股份暂行规定》的决定](#)

##### 株券初回公開発行創業板上場管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、2009年5月1日に施行された現弁法を修正するための意見募集稿である。深セン証券取引所にある創業板(Growth Enterprise Market)に上場する具体的な条件、株券発行手続、情報公開制度等について規定するものである。今回の修正のポイントは、上場条件となる財務指標の設定やその他の発行条件を簡素化する一方、情報開示の要求を強化している点である。

(意見募集期間:2014年3月21日~同年4月22日まで)(中国证券监督管理委员会)

[原文] [首次公开发行股票并在创业板上市管理办法\(征求意见稿\)](#)

### ＜株式発行＞

#### 創業板上場会社証券発行管理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、創業板上場する会社の証券発行行為について規定するものである。具体的には、証券発行の条件、発行手続、情報開示、監督及び処罰等を定めている。ポイントとしては、増資発行の手続において、「小額快速」と呼ばれる簡素化された制度が設けられ、効率的な資金調達の特典が図られている点などがある。

(意見募集期間:2014年3月21日～同年4月22日まで)(中国証券監督管理委員会)

[原文] [创业板上市公司证券发行管理暂行办法\(征求意见稿\)](#)

#### 優先株式試験管理弁法

[ポイント] 本弁法は、「会社法」、「証券法」等に基づき、優先株式の発行及び取引について定めたものである。本弁法については、2013年12月にパブリック・コメントの募集が行われていたが、このたび正式に制定された。意見募集稿からは、上場会社が優先株式を公開発行する場合には、直近3会計年度において連続して利益を出していることが要件として追加されていること、優先株式の券面額を100人民元とすることなどが挙げられている。

(2014年3月21日公布、施行)(中国証券監督管理委員会令第97号)

[原文] [優先股试点管理办法](#)

### ＜証券＞

#### 証券発行及び販売引受管理弁法(改正)

[ポイント] 本弁法は、「証券法」及び「会社法」に基づき、中国国内における株券や転換社債の発行及び引受の手続等について定めたものであり、旧法の改正法である。本弁法では、株式公開発行を行う際に価格申し出を行う投資家につき、その発行数量にお応じ20名又は40名の上限を定めていたが、この上限を撤廃するなどの改正が行われた。

(2014年3月21日公布、施行)(中国証券監督管理委員会令第98号)

[原文] [证券发行与承销管理办法](#)

### ＜貿易管理＞

#### 税関加工貿易貨物監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は、「税関法」等に基づき、加工貿易貨物手帳の作成、輸出入通関、加工、管理監督、照会消込など、加工貿易の手続について定めたものであり、現行の「税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法」に替わるものである。本弁法では、加工貿易が工場や設備を賃借している場合や、最初に加工貿易業務を行う場合には、加工貿易手帳を作成する際に、課税額相当の保証金を銀行に立てるべきことなどが定められている。

(2014年2月19日公布、同年3月1日施行)(税関総署令[2014]219号)

[原文] [海关加工贸易货物监管办法](#)

#### 税関輸入貨物直接返送管理弁法(改正)

[ポイント] 本弁法は、「税関法」等に基づき、荷送人、荷受人、運送機関の責任者が任意に、又は義務として行う輸入貨物の返送の手続などについて定めたものであり、現行法の改正法である。輸入貨物の返送は、貨物輸入後、輸入通関前に、過剰積載や誤積載などが発見された場合や、輸入禁止貨物が含まれている場合などに行われる手続である。本弁法では、返送申請を税関に行う際の申請書式の変更などが行われている。

(2014年3月12日公布、施行)(税関総署令[2014]217号)

[原文] [海关进口货物直接退运管理办法](#)



## 中国万感

【沸騰中国現代アート事情】

弁護士 若林 耕

上海には、1930年代に建てられた紡績工場の跡地をそのまま利用した「M50」というギャラリー街があり、現代アートのアートスポットとして賑わいをみせている。北京にも「798 芸術区」という工場跡地を利用した広大な芸術地区が存在し、国家の支援も受けて、中国の現代アート市場は空前の盛り上がりを見せている。世界最大の現代アートフェア「アート・バーゼル」は例年、スイス・バーゼルと米マイアミで開かれていたが、2012年からはアジア初の香港で開催され、多くの中国ギャラリーが出店し、また数多くの中国人コレクターが高額の作品を購入したとも伝えられている。2013年には、サザビーズにおいて、中国人現代作家の曾梵志氏の油彩画「最後の晚餐」が、アジアの現代アートとしては過去最高額の2330万ドル(約22億6000万円)で落札された(なお、アジアの現代アート作品の落札価格は、2008年のオークションで日本の村上隆氏の彫刻作品に付いた1500万ドルがこれまでの最高だった。)

アート作品が好きな一愛好家としての個人的な見解であるが、欧米のポップでストレートな現代アートと中国のシニカルで批判的な現代アートは一線を画している。あまり知られてはいないが、中国政府は、2000年の上海ビエンナーレ以降は現代アートを国家戦略の重要な柱として支援している。一方で中国国内では政治的に過激でストレート過ぎる表現は好ましくないこともあり、単純な反体制という分かりやすい視点の作品よりも、社会に対する深い洞察や批判精神を体現し、グローバリズムの中での「中国らしさ」を表現する作品が多い。例えば、同じ顔をした多数の人間が不可思議な姿勢で登場する作品や、今や作品が億単位となった張曉剛氏の絵画作品ように無表情な人物像が表現されるのが特徴的である。表面的には全く政治性(共産主義イデオロギー)は描かれていないが、見る人によっては現代の中国社会の深層が塗り込められているという。

急速に変貌を遂げる中国社会の中において、今後も中国の現代作家たちの作品がどのように変化し、内外で評価されていくのが楽しみである。中国でも、各地においてビエンナーレ等のアートフェアが毎年多数開催されており、一見の価値はあると思われる。



## TOPICS

2014年4月2日

Who's Who Legal Awards 2014 において、当事務所が Japan Law Firm of the Year に選ばれました。

2014年4月

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、当事務所の北京オフィス顧問、安然弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国会社法の改正と外資系企業への影響」  
（「国際商事法務」Vol.42, No.3 2014年3月号）



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

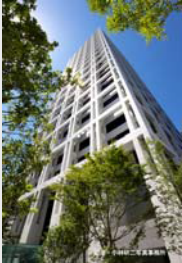
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

.....

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
石黒 昭吉	李 彬	
楽 楽	杜 雲華	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館 13階  
Tel: 052-533-4770(代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈 809室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区  
世紀大道100号 上海環球金融中心 40階  
郵編 200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000(代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)